平成２４年（フ）第５６号
福岡県宗像市公園通り２丁目１番１号
債務者　宮部　　聖
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１６号
福岡県糸島市三雲937番地９、前住所福岡市西区周船寺３丁目19番６―409号
債務者　尾本　茂雄
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３００号
福岡市東区名島２丁目39番18号
債務者　黒木　盛典
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５６号
福岡市東区水谷３丁目17番７号
債務者　杉野　勝人
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目24番19号
債務者　柳池　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居1570番地17ハイツタカノ106号
債務者　山田　雅光
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
広島市安佐北区可部１丁目10番６－４号
債務者　大塚　章弘
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
鹿児島県阿久根市波留984番地４
債務者　木下　悦治
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
秋田市仁井田潟中町５番22号
債務者　土田　祐司
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２号
愛媛県伊予市下吾川459番地１　アイ・ビーコートＡ―102号
債務者　飛坂　剛志
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
愛媛県東温市南方1992番地３
債務者　森本　　實
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
愛媛県東温市南方1992番地３
債務者　森本　茂則
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５号
新潟市西蒲区鮨616番地２
債務者　谷　　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
山形県村山市大字河島甲88番地、前住所山形県東根市神町東３丁目８番18―113号　デュエリング７
債務者　結城　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
山形市大字下東山1179番地
債務者　鑓水　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
山形市蔵王温泉952番地５　わかまつや寮207号
債務者　中村　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
山形県天童市桜町５番１号　レオパレス桜町104号
債務者　齋藤　美幸
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
山形地方裁判所民事部